

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

◇ 菅原明雅君

○議長（目時重雄君） 5番、菅原明雅君の登壇を求めます。

〔5番 菅原明雅君登壇〕

○5番（菅原明雅君） 皆さん、おはようございます。

5番、菅原明雅、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、秋田県初の総理大臣が誕生しそうであります。地方創生を掲げる秋田県出身者ということで、秋田県にとっても、そして我が小坂町にとってもチャンス到来ということで、議員の一員として素直にうれしく思っております。

今回も一番バッターということで緊張しております。苦手なマスクをつけて話してくれということであります。途中、熱が出て倒れるかもしれませんが、その際は、保健師の皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。

笑いが欲しいところではありますが、まず、夏になると収まるのではないかとされていた新型コロナウイルスであります。感染が収まりません。寒い季節になると、感染が拡大さ

れるのではないかと懸念されています。

本日は2点質問させていただきます。第1は、この新型コロナウイルス感染症による医療機関等への支援についてであり、第2は、（仮称）十和田湖再生プロジェクトの設立についての提言であります。型破りの一般質問となるかと思いますが、新人ということでお許し願えればありがたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症による医療機関等への支援についてであります。

（1）として、国は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金（医療分）の交付等で、医療機関、介護施設等への支援策を講じていますが、その内容と本町においての国からの支援策の受け入れ状況等をお教え願いたいというのが1点、2点目、町独自の医療機関、具体的に言えば小坂町診療所になりますが、その診療所への支援策の準備はあるのかお聞きしたいという2点であります。

全国的に新型コロナウイルスの影響で患者が減り、医療機関の経営難が報道されています。例年、寒い季節に向かうと風邪が流行し、医療機関の利用者は増加しますが、本年度は新型コロナウイルスの感染を恐れ、患者数が激減すると予想されています。

一方、医療現場の医師や看護師をはじめとする医療スタッフは、インフルエンザとの見分けが難しいといわれる新型コロナウイルス感染の恐怖にさらされることとなります。一生懸命、危機を顧みず頑張っている者が、給料やボーナス等の収入が減ることはあってはならないことだと考えます。国も支援に乗り出すでしょうが、町独自の支援策も必要だと私は考えています。

町立ではありませんが、町に唯一の診療所を支援することは、町の使命であり、町民の願いであり、安心・安全の町を目指すまちづくりの観点からも重要な施策と考えますが、町当局のご意見をお聞かせ願いたいと思います。それが第1点です。

第2点、（仮称）十和田湖再生プロジェクト設立についての提言であります。

和井内地区にできる道の駅は、国立公園満喫プロジェクトによって建設され、道路も造られ、ハード面は整備されつつあります。

町の真価が問われるのは、いかにソフト面を充実させるかであり、いかに十和田湖地区再生に結びつけるかにあるかと考えます。建物は建っても懸念される声も聞かれます。十和田湖地区再生のためには、道の駅を拠点とする総合的な再生計画、（仮称）十和田湖再生プロジェクトが必要であると考えます。

以下の提言に対する町当局の意見をお聞かせ願いたいと。勝手なことを言うことになりま

すが、お許し願います。

まず大きな1番として、秋田犬ツーリズムや十和田奥入瀬観光機構、十和田市のDMOがありますが、この北東北3県のDMOの応援を得て、小坂町がイニシアチブを取って、主導権を取って、十和田市や大館市、鹿角市と連携し、秋田県、必要によっては青森県の観光振興課、さらには東北環境事務所を動かし、国の観光庁や文化庁、必要によっては国土交通省等に働きかけ、計画の推進と財源の確保に尽力していただきたい。

内容については、地元の方々の要望やプロジェクト参加者等の意見を聞き、大所高所から検討、集約し、成案を作成していただきたい。

これから述べることは、十和田湖住民をはじめとする方々の意見や要望を集約したものです。お聞きした意見、要望を集約し、たたき台として列記いたします。代表として読み上げさせていただきます。12項目あります。ちょっと飽きらかさないで聞いていただければありがたいと思います。

1番として、道の駅に秋田犬を置き、秋田犬のいる国立公園十和田湖として、全国、世界に発信していただきたい。個人的な協力があってもよいというのは、個人的に秋田犬を連れてきてもよいという町民や協力者がいてもよいということでもあります。これは私の意見で、実は昨年からあちこちで言っております。自分で言うのもなんですが、結構好評です。売りになるものがなければ人は来ません。ぜひ「秋田犬のいる十和田湖」、「秋田犬のいる国立公園十和田湖」というキャッチフレーズで、全国、世界に発信していただきたい。

次に、②として、十和田湖の方々は和井内貞行氏のことを十和田湖の恩人と言いますが、十和田湖の恩人、和井内貞行業績コーナー、具体的にいえば、遺品であるとか、写真であるとか、文書であるとか、あと和井内貞行さんは教科書にも載りました。そういう教科書、映画にもなりました。DVD、動画等を設け、和井内貞行業績コーナーを設けて、そして貞行氏、カツ夫人の銅像も建てると。そして、その銅像はふるさと納税等の寄附で建てるとよいと思います。何もかも町の財源ということではなくて、寄附をしてくれた人たちは、多くが十和田湖を訪ねてくれるように思うからです。また、多くの資料を有する鹿角市先人顕彰館との連携も必要と思います。

3つ目として、遺跡としての和井内ふ化場を整備し、今のふ化場の奥に和井内貞行さんが使った実際の和井内ふ化場があります。そういうふ化場を整備し観光につなげる。立派な文化遺産であります。あるものは活かしていただきたい。

4番目として、栈橋を改築していただきたいと。釣り客の安全面、魚が遡上する時期、結

構釣り客が多く来ます。そういう釣り客の安全面と、あと大災害の場合、国道が閉鎖される可能性がありますので、そういう場合は大川岱地区の方は船で来なければいけません。そういう防災の観点からも必要であると考えます。

5番目として、ボートやカヌー等を置いて滞留の場とすると。休屋への通りすがりの場ではなくて、滞留の場としていただきたい。

6番目として、ヒメマスのふ化場への遡上は、非常に生命力があり、教材、観光資源になり得ると思います。ヒメマスが必死にふ化場に向かってくるあの姿は、非常に生きる力を感じるといいますか、マスでもふるさとに戻ってくるのだというふるさと教育や生きる力の育成につながる生きた教材になり得るすばらしいものだと思います。一部分でよいので、アクリル等で見える化できれば、効果絶大かと思います。北東北3県の遠足や修学旅行も呼び込める可能性があると考えます。

ちょっとマスクで疲れてきましたが、聞いている方は大変かと思いますが、7番目であります。財源が準備できれば、水陸両用バスを置き、西湖畔の観光の活性化に役立てていただきたい。弘前市の近くに西目屋村という村がありますが、あそこにダム湖がありまして、水陸両用バスがあります。昨年、女房と行ってきましたが、満杯で乗れませんでした。ダム湖でさえそういう状況でありますので、十和田湖でやれば、かなりの集客になるのではないかなど考えます。

8点目として、道の駅には、住民のための日用品を置く一方、住民がわざわざ小坂町や鹿角市や十和田市に行かなくてもいいように日用品を置く一方、ベーカリー、十和田ホテルに泊まれば、朝パンが出ます。焼きたてのパンが出ますが、非常に好評です。また、休屋の近くには、人気のあるアップルパイを売っている店があります。そういう方々のご協力を得ながら、名物となり得る産物を準備していただきたい。名物があれば人は集まります。

9番目として、外輪山登山道、西湖畔遊歩道を整備し、滞在型の観光客に満足のいく観光コースを提供していくと。小坂町山の案内人協議会から十和田湖外輪山整備に関する要望書というのが前回の6月議会に提出されていますが、幅広く町民の意見、要望を取り入れ、総合的かつ多角的に計画を進めていくことが大切だと思います。

10番目として、十和田湖振興に特化した地域おこし協力隊員またはそれに準ずる方を採用し、動画等で十和田湖を全国、世界に発信してもらおうと。十和田湖は全国区であります。国立公園十和田湖で働いてみたいという若者は全国には多くいるように思います。大いに発信していただきたい。

11番目として、十和田湖応援隊を新設し、イベント時や忙しいとき、繁忙時に応援に町の方から出向くと。小坂町観光案内人、小坂まちづくり株式会社の方々との連携も必要かと思えます。具体的に、ふ化場に遡上する際、多くの観光客がふ化場の方に質問に来るそうです。ところが、ふ化場の方は、そのとき一番忙しい時期ですので、対応できないのが残念だと言っておりました。そういうときに、小坂十和田湖応援隊という、小坂町のこちらから出かけて行って、小坂町を、十和田湖のそういう遡上等について説明をする、そういう方がおれば、リピーターも増えるのではないかなというように思うわけであります。

最後になりますが、これが最重要でお願いしたいことでもあります。新型コロナを逆手に、テレワークできるIT企業等の十和田湖地区への誘致に取り組んでいただきたい。十和田湖畔には光ファイバーが繋がれており、テレワークが可能であります。十和田小・中学校跡地は町の所有地であり、想像力を必要とするクリエイター等には格好の場所だと思います。

先日も十和田小・中学校に行ってきました。雨漏りをして使えないというような状況のようではありましたが、つくづくもったいないなど。涙が出るほどもったいない建物だなというふうに感じました。こんな大きな木が何本もあって、そして集会の場として使おうとするいろいろですか、立派ないろいろがあって、非常にもったいないなと思ったのですが、建物は建物として、教室からの十和田湖の眺めというのは天下一品だと思うのです。小学校、中学校の教室が3つか4つあったと思いますけれども、あそこからの十和田湖の眺めというのはすばらしいと私は思います。そういうすばらしい環境の中で仕事をしたいという人や企業は全国にはいるのではないのでしょうか。

テレワークを推進している県、今、秋田県の佐竹さんはよく言います。佐竹知事は、東京は、首都圏は息苦しいので、秋田に来て仕事をしませんかと。先日、秋田市で商工会議所がテレワークの会議をやったようです。40人くらい集まったようでありますけれども、テレワーク事業を、今、県では進めています。それに、そういう県との連携、さらには小坂町にはDOWAというすばらしい企業があります。世界に通じる大企業であります。関係の会社も多いし、子会社もあるでしょう。そういう方々の中には、テレワークを考えている方もおるかもしれません。そういうDOWAや、あと、ふるさと小坂会でそういう関係に携わっている方々、そういう方々から多くの情報を得て、そして町長には、先頭に立って、トップセールスで積極的に十和田湖における企業誘致を開拓していただきたいと思えます。

あくまで、たたき台であります。これらの提案にかかわらず、町行政を中心に多くの町民や有識者が知恵を出し合い、よりよいものに仕上げ、十和田湖再生に取り組んでいただき

く提言いたします。

以上2点、新型コロナウイルス感染症による医療機関等への支援についてと（仮称）十和田湖再生プロジェクトの設立についての提言、発言通告書に基づき質問させていただきました。ご答弁をいただき、必要があれば再質問させていただきたいと思っております。非常に長くなって申し訳がありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、5番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症による医療機関、介護施設等への支援についてのお尋ねであります。

全国的に新型コロナウイルス感染者が増加し続けており、こうした状況下にあつて、今日も、医療、介護等の現場で新型コロナウイルス感染症の拡大防止、収束に立ち向かい、懸命に生命を守る業務に従事する皆様に敬意を表したいと思います。

さて、1点目の新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金についてであります。

これは、国の第2次補正予算において創設され、新型コロナウイルス感染症の防止に努めながらサービスを提供している医療機関、介護サービス事業所、障害者福祉サービス事業所等に対して支援金が、従事者に対しては慰労金が給付されるものです。

事業所等へ給付される支援金は、例えば、医療機関で実際に新型コロナウイルス感染症患者に接していない無床診療所の場合は100万円、調剤薬局は70万円、介護サービス事業所では、特別養護老人ホームの場合、入所定員1人当たり3万8,000円、定員50名では190万円を上限に、障害者支援施設では、利用者1人当たり2,000円で20万円を上限として給付されます。

また、慰労金でございますが、新型コロナウイルス感染症患者に接していない場合、医療、介護、障害とも、本県で感染者が確認された本年3月6日から6月30日の間に10日以上勤務した従事者へ1人当たり5万円が給付されます。

なお、保険薬局を除き、原則、県国民健康保険連合会へ申請し、県の審査を得て、申請から1か月程度で給付されることになっており、市町村は経由しておりません。

参考までに、本町の社会福祉法人では、小坂ふくし会が一部施設を除き既に給付を受け、

社会福祉協議会は給付待ち、医療法人の小坂町診療所ではこれから申請を行うと伺っております。

次に、2点目の町独自の小坂町診療所への支援策についてであります。

医療法人明生会小坂町診療所は、町唯一の医科診療所として、日々の診療のほか、荒川所長には、介護老人福祉施設2か所、障害者支援施設2か所の嘱託医、さらには町の各委員会委員や学校医としても委嘱させていただいており、大変感謝いたしております。

お尋ねの新型コロナウイルス感染症に関連した独自の支援策として、運営に関する補助は現在のところ考えておりません。

先ほどお答えした新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金のほか、町独自の感染症対策として実施している町3密対策事業者支援事業費補助金、町新型コロナウイルス感染症対応経営維持臨時給付金もぜひ活用していただきたいと思っております。

しかし、議員ご指摘のとおり、これから冬にかけてインフルエンザ流行期が到来し、発熱、せきなどの症状で診療所を受診される方も多くなるものと考えられ、医療従事者が不安を抱えながら対応することになると思います。

症状の原因がインフルエンザか新型コロナウイルスによるものか見極めが非常に難しいと言われており、インフルエンザ迅速抗原検査と新型コロナウイルス感染症検査であるPCR検査または抗原検査の同時検査を行うケースも考えられます。

その際、医師や看護師などの感染予防対策として、防護服を着用しての検体採取になるかどうかと思いますので、町で保有している防護服などの感染予防物品提供の要請があれば、直ちに提供できることを既に小坂町診療所に伝えてございます。

現時点では、小坂町診療所に対して直接、補助金等を交付する予定はございませんが、社会情勢の急変等により経営状況が悪化するようなことがあれば、町としてできる限りの支援をしていく考えに変わりはなく、今後も小坂町診療所と連携し、町民の地域医療確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、十和田湖再生プロジェクトの設立についてのご提言であります。

現在、生出地区では、環境省の国立公園満喫プロジェクトによる園地整備と併せた道の駅の工事が進められております。この道の駅には、国内一級の景勝地である十和田湖の観光振興の起爆剤として、大きな期待を寄せるところであります。

申すまでもなく道の駅は、休憩施設としての機能のほか、情報の発信基地として、人の交流拠点としての機能を合わせ持った施設であります。これらの機能を発揮し、十和田湖観光

の一大拠点にしたいと考えております。

情報発信機能として、道路気象情報のほか小坂町の観光情報、十和田湖の自然紹介、和井内貞行を含めたヒメマスの紹介を予定しております。人の交流拠点としては、飲食や地域産品の提供、体験型レクリエーションの実施などを計画しております。

また、十和田湖の観光振興のため、十和田湖を中心とした周辺市町村との連携を推進しており、十和田市を中心とした上十三定住自立圏への参加や秋田犬ツーリズムを介したDMO組織の連携組織である北東北DMO連携会議への参加など、広域的な連携を通じて多くの観光ルートの中から十和田湖を選択してもらう方策の検討を進めております。

このように十和田湖周辺の自治体、組織、住民との交流の中から、多くのすばらしいアイデアを寄せていただいておりますが、一方で様々な制約により実現できていないものも多くあります。

議員からのご提言につきましては、これらと同様にすばらしいアイデアでありますので、できるものから実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 5番議員。

○5番（菅原明雅君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

第1の新型コロナウイルス感染症による医療機関等への支援についてのご答弁についての質問であります。

私の妻もこの国の施策で5万円いただいたと申しておりました。社会福祉施設に勤めております。隠しておきたかったようでありますけれども、へそくりにしたかったようでありますが、ばれてしまったわけであります。というような形で、先ほどご答弁いただいたように、小坂ふくし会、そして社会福祉協議会、さらには小坂町診療所等でもそのような支援を受けているということで、国も県も頑張って支援してくれています。

それで、国や県でくれるお金は、くれるものはできるだけ町に下ろしていただきたい。アンテナを高くして、もらえるものはもらうという形でこれからも頑張っていただきたいと思っております。

なお、この質問は、診療所の荒川先生に失礼があっただけではないということで、先生の了解を得た上で質問しております。

非常に厄介なウイルスで、今後が心配ではありますが、国や医師会も対策を講じているよう

でありますし、私以上に町は荒川先生と連絡をとりあってのご答弁であると思いますので、追求したいところもあるのですが、社会情勢の急変によって経営状況が悪化すれば、町としてでき得る限り支援したいという町長の言葉、今後も小坂町診療所と連携し、町民の地域医療の確保に努めたいという、そういう町の姿勢を尊重したいと思います。

町の唯一の診療所でありますので、町民皆で応援して支援していきたいものであります。これからも診療所との連携をよろしくお願いいたします。

次に、第2の十和田湖再生プロジェクトの設立についての質問であります。

非常に丁寧なご答弁ありがとうございました。

担当の事務方からすれば、言うはやすく行うは難しで、勝手なことを言うものだというのが本音かと思いますが、申し訳ありません。しかし、自由闊達な議論の中から思わぬ名案が生まれたりするものでありますし、やるべきときにはやらなければならないと思います。そして、私は今が十和田湖再生のチャンスだと考えています。

そこで、町長さんに1つだけ質問させてください。

町長さんをはじめとする町の方々の頑張りで、道の駅等ができました。これからの再生の起点になるものだと思いますが、新型コロナ以前から十和田湖の低迷が言われているわけでありまして、その理由は何だと考えておられるか、端的にお答え願えればありがたいと思います。難しい、答えにくい質問かもしれませんが、新型コロナ以前から十和田湖の低迷が言われているわけですが、その理由は何かと考えておられるか、端的にお答え願えればありがたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 自分としては、この十和田湖の低迷とかいうものにどのような原因があるのかということになると、今まではいろんな形で、すごく十和田湖に、国立公園内であれば規制が厳しいというような私は考えを持っています。

今回は、満喫プロジェクト等について環境省等がすごく協力的に応援していただいておりますので、今回の場合はすごく事業を進める中でも非常に協力的だし、逆にいろんなお知恵を拝借しながら、この十和田湖のプログラムについて、ぜひとも成功してほしいというような気持ちが伝わってきておりますし、私らにとっても絶対にこれは成功させなければならないという思いをしているところであります。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございました。突然の質問で失礼いたしました。

十和田湖満喫プロジェクトでいろいろな規制が解かれて、十和田湖の発展のスタートにしたいということかと思えます。

いろんな理由があるとは思いますが、私は、十和田湖地区の低迷の最大の理由は、十和田湖地区の人口減少にあり、高齢化にあると考えています。

以前、学校があった時代は子どもたちがいて、それを支える働き盛りの親御さんがたくさんいました。今は子どもも減り、働き盛りの親御さんも減りました。十和田湖地区の人口減、高齢化は深刻だと思います。それゆえに、先ほどの提言の一つであります地域おこし協力隊の若者が1人でも貴重であり、IT企業でも誘致できれば、その状況は一変すると思うのです。やはり若い人、働く人、働き盛りの方が十和田湖にいれば、戻ってくれば、十和田湖は一変するというように考えます。

秋田県出身の地方創生を掲げる総理大臣が誕生し、秋田県知事は、新型コロナ後、テレワークを推進しています。また、秋田犬ツーリズムなどの地域連携が機能しています。さらには、全国8つの国立公園満喫プロジェクトという国家プロジェクトの流れもあります。今こそが十和田湖再生の絶好のチャンスであります。町長さんをはじめ町の方々には、ぜひこのチャンスを活かしていただきたい。そして、町長には、ぜひ先頭に立って、トップセールスでこの事業を成功させていただきたいと思えます。

非常に勝手なことを申し述べましたけれども、今が十和田湖再生のチャンス、ビッグチャンスであるということを申し上げ、提案させていただきました。

これで私の一般質問を終えたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、5番、菅原明雅君の一般質問を終結いたします。

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 次に、8番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

〔8番 鹿兒島 巖君登壇〕

○8番（鹿兒島 巖君） おはようございます。

8番、鹿兒島巖であります。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思えます。

私は、本定例会で3つの課題で一般質問を行いたいと思えます。

第1の課題は、国民健康保険にかかわってであります。

国民健康保険税は、他の健康保険制度と比較して負担が大きい。このことは周知のとおりであります。そして、これまでもその負担の軽減を求めてきたところではありますが、重ねて、今回、その根拠を示し、具体的にはその中での2点について軽減措置を行っていただきたいと考えているところでもあります。

そこで、第1点目ではありますが、均等割・平等割の軽減についてであります。

この点については、これまでも問題点を提起してきたところではありますが、他の健康保険制度にはない特異な制度、人頭税と言われている特異性を持った制度がそのまま現在に至っている。その状況について、その改善、特に均等割は廃止していただきたいという点であります。

そして、その均等割では、就学児童・生徒以下の子どもに対する課税は、この税の持つ特異性の改善と併せて、もう一点、その視点としては、町の施策の重点である子育て支援の施策と考えていただいて、その施策として廃止を決断していただきたい。こういう点であります。

2点目は、新型コロナウイルスにかかわる税の減免制度が制定されたことにかかわってであります。

この課題では、町も6月に全戸配布をいたしました国保こさか特集号にその概要を掲載して町民に周知を図っているところではありますが、まず、この周知の状況がどういう状況になっているのか。これまでの減免申請の状況は現時点でどういうふうになっているかという点と、私の知る限りでは、制度の周知度、認知度は非常に低いのではないかと。制度そのものが分かりづらいのではないかとという情報も届いているところでもあります。こういう点から、現在のこの制度に対する申請状況をお知らせいただきたいと思えます。

せっかくの制度であり、今、私が申しましたような状況であれば、周知方法の改善などもさらに行っていただいて、町民の暮らしを支える取り組みの強化が必要と考えるものであります。この点についてまずお答えいただいた上で、改めて提言をさせていただきたいと思えます。

2つ目の課題は、高校生への就学支援についてであります。

少子高齢化、人口減少が進行する中で、特に少子化を食い止める対策の柱の一つとして、子育て支援策の充実についてこれまでも幾つか提言してきたところでもあります。そしてまた、町もこういった提言に応じてその充実を図ってきたことについてまず敬意を表するところでもありますけれども、高校生への支援について、特に鹿角小坂地区3高校の統合問題が、花輪

高校での統合とし、令和6年の開校を目指すとの決定となったことから、改めてこの状況に対応した急速な対策を具体的にすべきと考え、改めて提案するところであります。具体的には、小坂町の子どもたちがどこの学校であっても、小坂町民の高校生の就学支援策の充実、具体化を図るべきであると。

先ほど言いましたように、この統合問題の具体化によって、小坂町には高校がなくなるという状況から、中学を卒業すれば、仮に高校に行く場合に、全ての子どもたちは小坂町以外の高校に通うことになる。こういう状況を踏まえて、どこの学校であっても、小坂町民の高校生の通学をするその状況についての就学支援、これを具体的に図る必要があるのではないかと考えております。

そして、今回の一般質問の3点目は、学校給食の負担軽減についてであります。

学校給食の負担軽減については、これまで提言したことをしっかりと受け止めていただいて、一昨年からは半額無償化とし、子育て支援策の充実として高い評価を受けているところでありますが、さらにその制度の充実として完全無償化を図っていただきたいというふうに考えているところであります。

以上、答弁をいただいて、改めて質問、提言等をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、8番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

はじめに、国民健康保険税にかかわって、1点目の負担の軽減施策についてのお尋ねであります。

議員から、均等割・平等割、特に均等割の廃止について、負担の軽減施策として要望されておりますが、平成30年度から国保の財政運営の責任主体に都道府県が加わったこと及び秋田県内の大部分の保険税は所得割・均等割・平等割によって算定されており、また、今後について保険料水準の統一化も検討されていることから、新制度の運営に必要な保険税負担の算定についても県内市町村間の調整の検討が始まると考えております。

昨年の9月議会の際にも、議員からは子どもの均等割の廃止・減額について要望がありましたが、子育て世帯の負担軽減を図るため、全国知事会や市長会等でも国に財政支援や抜本的な税制の見直しが要望されておりますし、国としても全国的な要望事項であることは承知されております。

また、新制度の下、町が県に納入している事業納付金が増加傾向にありますし、最近、町の療養費も増えてきていることから、町の国民健康保険会計としては、今後の状況について注視しているところでありますので、現状、制度として均等割の廃止は考えておりません。

なお、現状の負担軽減として、国民健康保険では、低所得者への軽減措置として、7割・5割・2割の均等割等の軽減制度がありますので、保険税の算定に当たっては、一定条件の下、国民健康保険税の軽減措置が講じられております。今年度は、小坂町の国民健康保険に加入されている世帯の72%が適用され、負担の軽減が図られていることもご理解いただきたいと思っております。

2点目の新型コロナウイルスにかかわる国保税の減免制度についてのお尋ねであります。

これまでの減免申請状況は、申請件数が3件、そのうち承認が2件、不承認が1件です。不承認となった事案は、新型コロナウイルスに起因するものではなく、計画的な事業規模の縮小に伴う収入減少であったため、不承認とされたものでございます。

そのほか、減免の申請条件等について、電話での問い合わせが5件ありました。その際、できるだけ状況をお聞きし、事例にあわせて制度の内容を説明していますが、その方々からは減免申請は出ておりません。

なお、この新型コロナウイルスにかかわる国保税の減免制度については、国保特集号や広報こさかでお知らせしてきておりますが、議員から周知方法等の取り組みのご意見をいただきました。制度の周知については、加入者から収入状況等をお聞きしながら、制度説明をさらに丁寧に行ってまいりたいと考えております。

次に、高校生への就学支援についてのお尋ねであります。

第2期小坂町教育大綱（平成29年度～令和2年度）において、教育支援の充実として「第七次県高校総合整備計画の動向を見定めながら、子育て支援の観点から高校生への教育支援のあり方を検討します。」と掲げております。

計画を受けて、鹿角小坂地区高校統合に関する協議会で協議してまいりましたが、令和元年6月14日、県議会で鹿角小坂地区統合校の設置場所について現在の花輪高校の敷地及び校舎を活用し開校することとしたと公表されました。統合校の開校は令和6年度と予定されております。

町内在住の高校生は全て町外の高校へ進学することになりますので、就学支援としては交通費を支援するのが最も有効ではないかと考えております。県へも要望しながら検討してまいりたいと思います。

なお、今後とも、少子化・人口減少対策の一環として、子育て支援、教育支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（日時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

それでは、8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

学校給食の完全無償化についてのお尋ねであります。

教育委員会では子育て支援を教育行政の重点施策として、平成28年度より小坂小中学校の児童生徒を対象に給食費の半額助成を実施しております。また、学校給食の地産地消を推進し、給食の質の改善にも取り組み、安全・安心でおいしい給食づくりをすすめております。

給食費の完全無償化を図ってはどうかとのことではありますが、保護者の方へある程度のご負担をお願いしたいとの考えから、半額助成は当面継続していきたいと考えております。

なお、そのほかに就学・教育支援として、遠距離通学の児童生徒に対しての通学費や学校教材費、部活動等の県大会以上の派遣費の全額支援なども実施しておりますので、今後どのような子育て支援策が必要となるのか、総合的に検討をしてみたいと思います。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（日時重雄君） 8番議員。

○8番（鹿兒島 巖君） 答弁ありがとうございました。

それでは、改めて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、国民健康保険にかかわる第1点目でありますけれども、均等割・平等割の軽減に関わっております。

先ほど答弁いただいたように、この課題については昨年の9月議会でも提案をし、答弁をいただいたところでありますけれども、今回の答弁を聞きますと、そのときの答弁とほぼ同じだろうというふうな受け止めました。

事務方としての答弁については、こういうふうな9月議会で申しております。国としての制度に関わる点、運営主体が県単位となったこと、町での被保険者の減少に比して事務納付

金や医療給付が増加傾向にあるなど、こういう点があるので、答弁としては否定的な答弁というふうにされていたわけであります。

そこで、あえて町長に為政者として子育て支援の施策の一つとして捉えて、その廃止について政策判断をこの時点で、9月時点でも求めました。そのときの答弁は、町民が少しでも保険料の軽減になるよう極力努めてまいりたい、こういうふうに答弁されておりました。

また、こういった状況は、今日も答弁の中ではほとんど変わっていないというふうに思いました。昨年の9月段階でこういう答弁をいただいたときに、一筋の光が見えたかなと思いましたが、今日の答弁を聞く限り、先は見えておりません。

しかし、今回の答弁は、この1年間での能動的な動きが見えないというふうに判断せざるを得ないわけでありますけれども、そこで改めて伺います。この課題について具体的に軽減あるいは廃止した自治体などの調査はしているのかどうなのか、把握をしてみたかどうか。私が知る限りでは、例えば大きなところでいえば仙台市、ここではこの廃止を踏み切ったという状況を聞いておりますけれども、町として廃止しているところの状況等について調査をしてみたのかどうなのか、そういう取り組みはしてみたのかどうなのか。言ってみれば能動的な取り組みです。その状況について、なければいいのですが、やってみたかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） ご質問の件につきましては、秋田県外というか、秋田県内ではまずこういうようなお話は全然ございませんでした。県外につきましては、全国的には幾つかあるかと思っておりますけれども、細かいところはちょっと調査はしておりません。

ただ、先ほどの答弁にもありましたけれども、基本的に、今、平成30年度からの新しい国保制度、これにつきましては、従来、市町村単位だった国保運営が県単位に変わっているということの制度の改正もありまして、秋田県内においても、今後、この保険料水準、こちらの方の統一化を目指した、それを目指す方向がこの1年間の間でも出てきております。

つまり、どういうことかといいますと、加入者で所得が同じレベルで世帯が同じ人数であれば、基本的になるべく同じ保険料の水準を目指すという形に、今後、秋田県内でもそういう方向になるということでもあります。

つまり、小坂町だけが単独でどうこうということではなくて、やはり県内の市町村、国保制度の中で、財政運営に当たってはそういう負担の公平感も検討していかなきゃいけないという動きもありますので、議員のおっしゃることにつきましては、確かに全国的には幾つか

の自治体では、これまでのところでそういう検討はされて実際にやったところもございますけれども、今後この新制度の中では、そういう中で、今後、加入者の保険料の負担をどういうふうになくしていくかということにつきましては、やはり国を含めた大きな中で検討されていくものと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 県内でいえば、昨年、湯沢市でこの条例提案されましたけれども、議会で否決したという事実はあります。

全国的には、さっき言ったように、大分広がってきているのです。ぜひこれは一度、実態調査はしていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

そういった中で、重ねて申しますけれども、たしかこれ18歳未満の保険加入者の人数は50名ほどだったというふうに聞いておりますけれども、一つ財政的な問題でいえば、さっき被保険者数が減少している割には保険給付が高くなっているということで財政的に厳しいという点も言うておりましたけれども、その財政的な問題でいえば、50名、もう少し今年は減っていると思います。40名台になっていると思いますけれども、均等割の金額2万円ちょっとですよね。それを掛けて100万円程度の財源なわけです。この財源の問題をどうみるかという点がありますけれども、財源的にいえば、今の国保会計の中で可能だろうというふうに私は考えております。

そこで、この課題に関連して、実は、国の国保連合会で最近一つの動きがあったように聞いております。具体的には、国保制度の改善強化に関わる要望事項をまとめて、国に向けての取り組みとして東北地方国保協議会に提出したという話を聞きました。その要望事項の中に「子どもに係る均等割保険料（税）の軽減をする支援制度の創設を」が掲げられているというふうに聞きました。

国保連合会としては、やはりこの均等割というのは廃止すべきだろうということの中で、これは制度として国に要求したいと、各自治体でやるのではなくて、まず国の制度としてやってもらいたいということで要望事項を出したというふうに聞いております。それらの内容、この国保連合会が東北地方国保協議会に提出した要望書というのは町として内容を把握していると思いますけれども、できれば、これは後でいいですから、この要望書等について提示をしていただきたいと思いますが、この点はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 確認させていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ、全国のといたしますか、秋田県全体の自治体の中でも基本的にはこの均等割等については廃止すべきだという認識はしているのだろうというふうに思います、この取り組みをみますと。そういう意味で、そういう一方で、国に対して要望すると同時に、それぞれの自治体でできることはやっていくという姿勢は示していただきたいというふうに思います。この点は、そういうことについて強く要望しておきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスにかかわる国保税の減免制度についてであります。

今、まず減免制度の状況でありますけれども、現時点で3件というお話でありました。

改めてちょっと確認でありますけれども、減免の対象は、まず前年度の所得が1,000万円以下であるということと、それから新型コロナの影響で事業収入や給与収入などが前年に比べて3割以上減少する見込みであること、この2点がポイントであったわけでありました。この2点と、そのほかに減収となる所得以外の要件などがありますが、それほど複雑なものではない要件で、最大全額、少なくとも20%の減免があるという制度の中身でありました。

関連して、新型コロナに対する支援策は、これまでに、国の施策、県の施策、そして各市町村での施策としての多岐にわたる施策が実施されておまして、この国保税の減免の要件としている収入の減少に関わっての支援策では、例えば国の施策としては事業持続化給付金制度がありますね。そして、県の施策としては休業協力金という制度がありますね。そして、市町村での県の休業協力金対象外事業への支援金、当町では1事業所当たり20万円、こういう制度がありますよね。

そこで、観光産業課長に伺いますけれども、ただいま申し上げました各支援施策に対する申請状況、給付状況という内容、昨日の補正予算の提案説明の中で若干どのぐらいの申請かということに触れておりましたけれども、改めてこの場で教えていただきたいと思います。何かといいまして、もう一度言いますよ。国の事業持続化給付金の申請の状況、それから県の休業協力金の申請の状況、それから町独自の県休業協力金対象事業所への支援金以外の当町での事業所1人当たり20万円の支給状況、この申請状況、件数ちょっと教えていただきたい。

なぜこれを聞くかといいますと、この国保の減免対象とほぼダブるのですよ、対象が。そこでお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 今、5点ほどの質問だというふうに思いました。

国の方で行ってございました持続化給付金、また県の休業協力金につきましては、直接国または県の方への申請でございますので、町の方では実績、件数などは承知しておりません。

町の方で直接行ってございました部分についてご報告させていただきます。

県の休業協力金の対象事業者としまして、町の方では1件当たり休業の対象になった個人または会社に対しましては35件の申請を受け付けておりまして、35件支援金を交付しております。合計で700万円という形になっております。

あと、経営維持臨時交付金ということで、前年の同月を比較しまして20%から49%の減収があった事業者に対しても20万円の交付金を交付しております。これにつきましては15件の申請がございまして、単価が20万円ですので300万円の交付という形になっております。

こちらの方であります、50%以上の減収は国の方への直接の申請になっておりますので、50%以上の減収の方々につきましても、こちらの方では申請件数などは把握しておりません。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今のお話を聞きますと、それぞれ、例えば国の持続化給付金、これについては大体の数であれば、私がつかんでいるところでは40件前後だと思います。そのほか、今、課長の答弁のように、町の事業所への支援金が35件というお話、いずれも先ほど言ったように、この支援金の対象事業者とか対象者というのは国保加入者なのです、ほとんど。だから、要件的にはこの件数に相当する国保の減免申請があつてしかるべきなのです、本来ならば、知っていれば。ところが、さっき言ったように、2件とか3件しか現在申請がされていない。この要因は何なのかということをお聞きしたかった。

私は、ちょっとこれは周知がやっぱりされていないのと、ちょっと周知の方法が分かりづらかったのかなというふうに懸念をしたわけです。手元に、これが6月に広報と一緒に配布された国保の特集号ですね。読んでみてもやっぱりちょっと分かりづらいです。これだけで申請するのかなと、やっぱり申請しません。こういう状況だと思いますので、何とかやっぱりこれ、せつかくの制度、そしてまず財源的には町が出すわけじゃないでしょう。後で国から来るわけですね、たしかこれは。そういうことですから、町民にはできるだけやっぱり親切に教えてやって、申請者を募っていただきたい。

例えば、事業関係の支援金等は商工会が大分親切に指導していますよね、事業所を。ところが、商工会はこの国保の問題についてはほとんど触れていないわけです。そういった関係もあるのかなというふうに思いますけれども、ぜひ、まず今年度まだ締め切っていないわけですので、この制度の周知方法についての工夫、あるいは宣伝についての、お知らせ

についての工夫をしていただきながら、あるいは商工会等との連携ができるなら取っていただいて周知を図りながら、せつかくの制度、そして町民の暮らしを守るという点で、もう一肌脱いでいただきたいというふうに思うわけではありますが、町長いかがでしょうか、その辺。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の8番議員の質問でありますけれども、担当の方に指示をして、できるだけ申請するように、増えるように頑張っていきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 国保、先ほど言ったように、やっぱり例えば収入が300万円ありますと税としては大分高い税になりますよね。二、三十万円になりますよね。これが減免できるわけですから、やはり周知の方、何とぞ努力をお願いしたいということをお願いして、この問題については終わりたいと思います。

私自身も、できるだけこういった内容について町民にお知らせをしていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、高校生への就学支援について改めて伺います。

この課題についても、これまで何回か取り上げてきました。そして、2018年の3月議会でも、先ほど町長から答弁があったように、町の教育大綱で「子育て支援の観点から高校生への教育支援のあり方を検討します。」という答弁をいただいた線上でこれまで取り組みがされてきたものと思っております。

2024年ということでもありますから、これがお知らせのチラシなわけですが、すぐ来ます。ぜひ学校が統合される前にやっぱり制度としてきちっとつくって、安心してどこの学校でも行ける、行きたい学校に行けるという状況の支援をお願いしたいと思います。

町内から高校がなくなり、全員が町外への通学を余儀なくされるという現実をこれから高校生たちは目の前にするわけでもありますので、安心してどこの学校でも行けるという状況をつくっていくために努力をお願いしたいと思います。教育委員会のみならず、総合教育会議の議長である町長にも、その点をお願いしておきたいと思います。

次の第3の課題、学校給食の負担軽減、具体的には無償化の問題ではありますが、この課題についても多くを申し上げる必要はないと思います。昨今の少子化の進行、子育て世帯の生活実態、社会経済状況の中で、子育てへの多面的な支援がますます求められております。この課題も、その充実が望まれているところでありますし、また可能なものと考えております。

そこで、福祉課長にお尋ねいたしますけれども、今議会に提出されております補正予算の

中にハートフル事業補助金900万円という計上があります。この事業は、社会福祉協議会が運営するだんらんで、子ども食堂のような施策として、対象は子どもだけではなくて、高齢者世帯の独り住まいの方等々も対象にしているようでありますけれども、いずれにしても子ども食堂的な施設を整備するための厨房だとか、いわゆるレイアウトの変更等を含めた予算900万円の計上をしているわけでありますが、この施策も昨今の社会状況を踏まえての子育て支援の一つと考えて捉えております。そして、この施策にも期待しているわけでありますが、改めてこの施策の、なぜ子ども食堂的なこういう施策を町として取ったのか、その背景はどういう問題があってこういう施策をしたのかということについて、ちょっとその点について福祉課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 現在、町の子どもの未来応援地域計画並びに第2期子ども・子育て支援事業計画の中で、子どもの発達、それから成長段階に応じた切れ目のないつなぎ、それから教育と福祉とのつなぎ、それから関係団体、企業、地域などのつなぎ、この3つのつなぎをキーワードとして、切れ目のない子育て支援に向けた地域体制の構築というものを町としては目指しております。

こうした中で、今回、コロナ禍にあって、子どもや保護者、それから単身高齢者、それから居場所や人とのつながりの喪失が懸念されるということで、新しいつながり、新しいコミュニティの創出に向けた取り組みであるハートフル事業の重要性が国から示されております。町、それから社会福祉協議会とも同様の考え方を持っておりますので、まずは、つなぐための一つのツールとして子ども食堂を開設し、子ども、保護者同士がつながる、そして関係する機関につなぐ、そうしたつながる通いの場、居場所となるような事業展開をしていきたいということから、今回、だんらんを改修して事業を行っていきたいということから計上させていただいております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） まさに現在の子どもたちが置かれている社会的な状況の中で、行政として今言ったような施策が必要だということに取り組んだのだろうというふうに思います。

この点と関連をして、将来を担う子どもたちの教育の基盤、あるいは義務教育の中での食育の持つ役割、位置づけ、これもますます重要となっているというふうに私は考えております。学校教育の中での食育の場としての給食、それから、それ以外の場としての子どもたち、いわゆるひとり親世帯の子どもたちの食育を含めた保育の場所としてのだんらんの設置、そ

ういうものがやはりつながっているものだというふうに思います。

こういった点を踏まえて、ぜひ学校教育の中での食育の充実、さらにそれを前進させる意味で、完全無償化に進めて取り組んでいただきたい。財源的には、今年度の半額助成の予算は約669万円でありますから、それを倍額にすることで可能だろうというふうに思っております、財政的には。同時に、昨今の町の財政の状況、それから決算状況を見た限りにおいては、この額について何とか工夫をした中で捻出は可能だろうというふうに考えているところであります。

こういった予算の算出を含めて、取り組みの状況について前向きに捉えていただけるのかどうか、これは総合教育会議議長としての町長の見解をお聞きして質問を終わりたいと思いますので、最後にご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かにいろんな形で今後また取り組んでいかなければならないものはいっぱいあると思います。そういう中で、やれるもの、やれないものいろいろありますけれども、子どもたちのために何ができるのかなという思いをもう一度また考え直しながら、少しでも前に進めていければいいなと思っておりますので、逆にまた皆様方からのご提言、ご支援のほどもお願いして答弁とさせていただきます。

○8番（鹿兒島 巖君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、8番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

◇ 秋 元 英 俊 君

○議長（目時重雄君） 次に、6番、秋元英俊君の登壇を求めます。

〔6番 秋元英俊君登壇〕

○6番（秋元英俊君） 6番、秋元英俊、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私、議員となり、はや5か月がたちました。まだまだ駆け出しではありますが、早々に住民の方から困り事の相談などを伺いました。やはり行政で解決できることであれば、町に伺いを立てたり、相談をした事例もありました。それらに対して、町の担当の方が親切かつ迅速に、そして積極的に対応していただいたり、関係団体にも働きかけていただいたりと大変

ありがたく思っているところであり、この場をお借りしてお礼を申し上げる次第であります。

今日、情報化社会の中で、コロナウイルス感染防止の観点から、テレワークなど仕事や勉強が行われている時代になってきています。今年入学した大学生などは、キャンパスにも行けず、同学年の学生の顔を見たことないなどとコミュニケーションが取れずにいる実態を鑑みますと、私としては、地域住民の方々と触れ合い、そして思いやりを持って活動していきたいと改めて思う次第であり、そして一般質問においては、前回同様、選挙公約の安心・安全なまちづくりなどに関していろいろな問題を提起しながら行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、私の発言であります。消防団の強化及び充実について3点、クマの出没について1点、計4点でございます。

それでははじめに、小坂町消防団の強化及び拡充についてであります。

前年度、成田直人議員の質問と重複するところがあるやもしれませんが、私なりに消防団に対しての取り組みについて質問していきたいので、よろしくお願いいたします。

まず、消防団は、火災出動のみならず、地震や風水害等の大規模災害が発生した際には、被災者の救出や住民の避難支援に当たるなど、多くの局面において地域の消防体制の中核的存在として活躍しているところは皆の知るところであります。

今後、直下型地震、河川の氾濫・決壊、局地的ゲリラ豪雨などによる土石流の発生などの大規模災害が懸念されているところでありますが、このようなことを踏まえ、総務省消防庁では、平成25年法律第110号、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を契機に、消防団の加入促進や消防団員の処遇改善等、消防団の一層の充実強化に取り組んでいます。

消防庁では、平成29年に消防団の現状や各地方公共団体における取り組み状況の調査を行い、公表しております。消防団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧される結果となっております。

このような状況を踏まえ、平成29年7月に総務省消防庁次長名で、消防団の確保に向けて今後特に重点的に取り組む事項について各都道府県知事及び各指定都市市長に通達を行っております。また、各都道府県知事は、市町村に対して同事項について周知を図るとともに、市町村における消防団の充実強化に向けた積極的な助言等を行うよう消防組織法の規定に基づく助言として発出しているところであります。

市町村の取り組み事項については、加入促進として、経済団体や事業所への働きかけ、消

防団協力事業所制度の導入及び在勤者の消防団への加入に係る条例の改正があります。

経済団体や事業所への働きかけについては、全国の消防団の約7割程度が被用者団員となっており、消防団員の確保のためには事業所の協力が不可欠であり、このため、経済団体や事業所に対して従業者の消防団への加入促進に向けて働きかけるとともに、地域の消防団員として活動が円滑に行えるよう、例えば勤務の免除やボランティア休暇等について配慮する等の協力要請を行うこととしております。

また、消防団協力事業所制度の導入については、平成29年4月現在、全国で1,283団体に於いて消防団協力事業所制度が設けられているところ、いまだに制度導入していない市町村においては早急に制度を導入すること、例えば消防団事業所に対する入札参加資格の加点等の優遇措置を積極的に行うこととしております。

そして、在勤者の消防団への加入に係る条例改正では、平成29年4月現在1,300団体に於いて在勤者の入団が認められています。いまだに在勤者の加入を認めていない市町村においては、入団要件を居住者のみに限定せず、在勤者の入団も認めるよう早急な条例改正を促しております。

また、大学等の消防団への加入促進、女性の消防団への加入促進、公務員等の加入促進や機能別消防団員制度の導入があります。

まず、大学等の消防団への加入促進であります。大学生の消防団員は年々増加し、平成29年4月現在では3,970人となっており、これらの学生消防団員については、卒業後において地域防災の担い手になることが期待されております。このため、学生の消防団への加入促進、学生消防団の設置、消防団員活動に関する学生に対する修学上の配慮、学生等の消防団活動に参加する学生に対する積極的な評価等について、大学等に対して積極的に働きかけることとしております。

ほかに、学生消防団活動認証制度の導入や消防団加入への条例の改正、消防団活動への理解を促進し、消防防災活動、ひいては消防団への加入へとつなげるため、大学等と連携し、消防防災活動の講演開催や防災訓練の実施等に取り組むこととしております。

小坂町には大学がないことから対象は高校生以下となると思いますが、全国的にも高校生の消防団加入事例がありますので、ぜひ推奨していただきたいと思っております。

次に、女性の消防団加入促進については、全国的にも年々増加し、平成29年4月現在で2万4,980人となっており、全消防団に占める割合ですが、2.9%にとどまっております。このため、女性に消防団への加入、入団促進に積極的に取り組むとともに、特に女性消防団員

が所属していない消防団においては、女性の加入について早急に取り組むこととしております。

小坂町は、女性消防団員もここ数年入団してきているところであります。

また、公務員の加入促進では、全国でいえば、公務員の消防団員数が平成29年4月現在6万7,151人で、全消防団員に占める割合は7.9%にとどまっています。このため、市町村職員への加入促進を図ること、さらに地域社会と密接な関係を持つ日本郵政株式会社社員についても入団への加入を促進するとしております。

小坂町でいえば、小坂町消防団の17%が小坂町役場の職員で構成されており、全国平均を大きく上回る結果となっております。

次に、機能別消防団制度の導入であります。平成29年現在、機能別消防団員は、機能別団員制度を活用することで幅広い層の住民から消防団員を確保することが可能になり、特に大規模災害時には一定のマンパワーの確保等が必要とされることから、機能別団員及び機能別団員制度についていまだに導入していない市町村については、導入を早急に検討することとしております。

また、通達としての2として、消防団員の身分の取扱いがあります。

平成29年4月現在、約25%の団体においていまだ定年制が設けられています。高齢化が進展している社会情勢や定年制の運用により消防団員数の減少に鑑み、定年制を設けている市町村においては、定年年齢の引上げ、制度撤廃について条例の改正、その他必要な措置を検討することとしております。

また、あらかじめ役員の任期満了による退団等が見込まれている場合には、計画的に団員の確保を図るとしております。

また、年額報酬の引上げとして、消防団が厳しい状況の中で災害対応に当たることに鑑み、活動実態に応じた報酬等を支給することが必要であり、特に報酬が低い市町村においては、地方交付税措置額の水準を踏まえ、早急に報酬の引上げを行うこととしております。

また、報酬等の支給方法ですが、消防組織法第23条の規定に基づき、各市町村の条例に定められているところ、報酬、出動手当等は、その性格上、本人に支給されるべきであるため、適正に支給をすることとしております。

その他として、条例定数と実団員に乖離がある消防団においては、地域の防災力を向上させる観点から、早急に条例定数を満たすよう団員数の確保を図ること。なお、組織再編成により条例定数等の削減することなどに慎重を期しているとしております。

また、消防団の装備の基準の改正に合わせて地方交付税が大幅に拡充されたことを踏まえ、消防団の整備の集中的、計画的な配置に向けた予算化を検討することとし、平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災で、消防団員が煙や飛散物による目の負傷、または、くぎの踏み抜きによる足の負傷など15名の重症及び軽傷を負い、それを踏まえ、平成29年5月19日付で通知したとおり、シールドつき防火帽等の安全装置の充実や情報通信機器の集中的、計画的な配置を進めることの通達がありました。

ここで質問であります。総務省消防庁の調査で全国的にも如実に表れている団員数の減少を小坂町としてどう捉えているのか、そして消防団の加入促進など、どのように行われているのかお伺いいたします。

第2に、小坂消防団の組織強化、拡充について質問いたします。

これまで消防団は、地域住民主体として、主に操法訓練や地域行事の手伝いなど恒例行事化した活動への参加が中心であったところもあります。そこで、従来の制度の中にも、市町村独自の取り組みとして、バイク隊や女性隊など、団員の個人が有する技能を重視した組織編成を行う事例が見られます。

このような事例が実績を上げていく中で、国の消防行政を所管する総務省消防庁が、より事情に配慮するとともに、団員の個性や技能を活かした消防団制度の改革を期して、機能別消防団制度を発足されております。

機能別消防団員は、特定の活動に特化したグループをつくることで、消防団としての専門的な技能を形成したり、自主防災組織のリーダーを団員として迎えたり、災害時のみ限定的に参加する団員を確保するなどの方策として検討されており、今後の地方分権社会の中で、住民参加型の防災まちづくりの課題が重視されつつある中では、具体的なビジョンの骨格をつくる土台として注目されているところであります。

さきの質問内容での加入促進として関連があると思いますが、全ての災害、訓練に出動する消防団員を基本とする現在の制度を維持した上で、必要な消防団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として捉えるべきと考えます。

小坂町地域防災計画の自主防災組織等の育成計画、第3として、消防団員、OBとの連携があります。自主防だけにとらわれず、一つの手段として捉えるべきとして、それらを構築して強化を図ることも重要と考えますが、これについてどのようなお考えなのかお伺いします。

また、消防団の安全装置の充実や情報通信機器の集中的、計画的な配備を進められている

のかもお聞きしたいと思います。

第3の質問であります。小坂町消防団の強化及び充実というよりは、小坂町の防災力強化としての質問となります。

総務省消防庁では、地域防災力の充実強化を図るために、消防団のみならず自主防災組織等の活動を活性化させることが重要であるとしております。

自主防災組織の役割は、平常時において、防災知識の啓発、地域内の安全や設備の点検、防災訓練などを行います。災害が発生した場合には、情報収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などの役割を担っています。この自主防災組織は、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法第5条第2項において、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防衛組織として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定しております。

各市町村において、地域の実情に応じて町内会や小学校区などの単位として自主防災組織の結成が進められています。近年は地域住民の連帯意識の低下がみられるところではありますが、よいコミュニケーションづくりを推進することは、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進める視点からも重要となっております。

小坂町では、小坂町地域防災計画、第2編、一般災害対策、第2章第2節に自主防災組織等の育成計画があげられています。現在、小坂町では15の自主防災組織がありますが、自治会数での組織率では36.36%、住基人口での組織率が39.55%となっておりますが、このように組織率の向上など小坂町としてどのような対策を展開していくのか、その方向性をお伺いします。

最後の質問になりますが、ここ数か月、鹿角圏域ではクマの目撃情報が多数寄せられています。最近でいえば、昨年9月に、花輪第一中の生徒が下校中に遭遇し襲われ、軽傷を負った事例、また11月には、鹿角市大湯上ノ湯の住宅街で60歳代と70歳代の男性が襲われ、けがをした事例があります。うち1人は重傷であります。今年に入っては、同じく鹿角市大湯の牛舎で相次いで牛が襲われています。29日には花輪でも学生が襲われ、さらに過去を遡れば、私が鹿角広域行政組合消防本部勤務の2016年5月に、鹿角市大湯の山林で相次いで2名の方がクマによる事故で死亡したと思われる事例が発生しております。このように人に危害を加える最悪の事態で、人も山に入るときや、山や林の近くで作業する場合など、細心の注意を払わなければなりません。

小坂町において、苦竹地区や細越地区などの住宅街にも出没していることから、メールな

どで情報提供して注意を促しておりますが、高齢者などにその情報が行き届いていない状況もみられることから、小坂町としてより進んだ対策を講じなければならないと考えますが、小坂町としての安全対策についてお伺いいたします。

以上、発言通告書に基づき質問させていただきましたが、なお、答弁の後、不明な点等について再質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、6番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

はじめに、消防団の強化及び充実について、1点目の消防団員数の減少を町はどのように捉えているのか、また加入促進はどのように行われているのかのお尋ねであります。

町の消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、消火活動だけでなく、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役目を担っております。しかし、町全体の人口減少と同様に、消防団への入団数の減少による団員の高齢化や退団者が入団者を上回る状況から、地域の防災力の要として力が発揮できない団・班が出てきております。

そのため、消防団本部では幹部団員と協議の結果、団の再編を行うこととし、令和2年第3回小坂町議会（臨時会）において、小坂町消防団の設置等並びに小坂町消防団員の定員及び任免に関する条例の一部を改正する条例を上程しご審議いただいたところでございます。

これにより、新しく分団内で部制が導入され、部単位での活動が可能となりましたので、地域の実情に合わせて消防団を継続して運用していきたいと考えております。

また、入団者の加入促進については、それぞれの地域の状況がありますので、地域ごとに加入の呼びかけをお願いしているところでございます。

2点目の機能別消防団制度についてどのように考えているのかについてのお尋ねでございます。

機能別消防団員制度は、仕事や家庭の都合等で全ての活動に参加することが困難な方々のために、それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動に参加する制度となります。

恒常的な活動をする基本消防団員とは違い、活動機会を限定した消防団員となり、例えば、

火災時の情報収集や避難誘導、災害以外の水利点検や予防広報活動など、消防団活動を補完し、地域防災のより一層の充実を図ることを目的としています。

消防団員の加入促進という課題を抱えておりますが、それぞれの地域の実情・考え方もありますので、まずは消防団内の意見を伺い、それぞれの地域にとってどのような施策が有効か、団員の皆様と考えていきたいと思っております。

3点目の自主防災組織の組織率向上に向けての対策についてのお尋ねであります。

自主防災組織とは、大規模な災害が発生した場合、行政機関や消防署などの防災機関だけでは十分な対応が困難であることから、地域住民が自主的に連帯し、防災活動を行う組織であり、災害対策基本法にも位置づけられています。

小坂町地域防災計画の中には、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、多様な住民が自主的に考える機会などを設け、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進に努めることとなっております。

小坂町においては、15自治会が自主防災組織を結成し、町の自治会数に対するその組織率は36.4%となっております。これは県内市町村の中では低い組織率となっております。しかしながら、自主防災組織の結成に至らなくても、それに準じた活動を行っている自治会もあるところです。

組織率の向上については、県からも指摘を受けているところでありますので、まずは県主催の自主防災組織育成指導者研修会を開催し、未組織自治会にも参加していただき、自主防災組織の結成促進、育成強化に努めてまいります。

また、既に組織している自主防災組織同士の意見交換の場を設け、課題や活動内容の情報共有を図り、自主防災組織の活動の活発化や未組織自治会の加入促進につなげていきたいと考えております。

次に、クマの出没についてのお尋ねであります。

ここ数年、ツキノワグマの目撃数や農作物の食害が一向に減少する傾向にありません。今年の鹿角地区については、クマによる家畜の食害や、帰宅途中の高校生が被害に遭うなど衝撃的な事件が発生しております。

町のクマ対策につきましては、秋田県鳥獣保護管理事業計画と整合した小坂町鳥獣被害防止計画を策定し、鹿角警察署、鹿角地域振興局、小坂町猟友会と連携して被害防止対策を行っております。

クマの目撃情報が寄せられた場合は、小坂交番を通して鹿角警察署と情報共有しております。

す。目撃場所が通学路や民家に近い場合には、町メール配信サービスによる緊急情報の配信、周辺自治会にチラシ配布等の情報提供を行うとともに、看板を設置して注意喚起を行っております。また定期的に、町の広報でクマによる被害防止のための情報提供も行っております。

農作物等に被害が発生した場合は、誘因物の除去や電気柵の設置など被害防止策を講じ、それでも被害が発生した場合には、猟友会の協力を得て、銃器及びおりによる有害駆除を実施しております。

今年のクマに関する実績は、8月末現在で、目撃情報34件、有害駆除許可申請件数8件、捕獲件数は3か所で6頭の実績となっております。

クマの有害駆除に関しては、自然保護の観点から、目撃情報がそのまま駆除活動に直結するものではありません。

県でも、クマとの事故を防止するため、8月に交流センター・セパームを会場にクマの生態について講習会を実施し、クマの行動について町民の理解を深めております。

今後も、従来からの迅速な情報提供と被害防止策の徹底を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきたいと思いますが、12時まであと5分くらいしかないので、ちょっと滞る状況ではありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、加入促進においてであります、さきに述べた中の女性の加入率が全国の消防団に占める割合が2.9%にとどまっている実態がありますが、小坂町では1.6%とさらに下回っている状況であります。数年前ゼロ%であるとした中では前進していると思ひますが、ここは現消防団員のご家族や事業所の機能別消防団としての加入を積極的にしていただくような施策も必要と思ひますが、町民課としてはどのように考えているかお答え願ひたいと思ひます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 加入促進につきましては、議員がおっしゃるとおり、やはり定員数にもまだ満たしておらない状況でもありますし、今後とも、地域の皆様のご理解をいただきながら、その地域の状況に応じてという形で入っていただけるか、各団の方々とも相談

していきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

いずれにしろ、消防団員数の減少は小坂町の防災力低下につながることは明白でありますので、地道に加入促進をしていただきたいと思います。

ここで確認なのですが、令和2年第3回臨時議会で提案された小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の改正で、年収等の算出は地方交付税措置額の水準の年額報酬3万6,500円を基準として算出しているのか。また、支払いにおいては、報酬などは個人に支払われることになっており、奈良県の事例ですが、個人ではなく分団等に支払い、裁判になり、行政が支払うよう勧告されたことなどから、ルールに沿ったものとして施行されているのか確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 報酬につきましては、秋田県消防協会鹿角支部という形で、鹿角市さんと小坂町の消防団、この支部体制を取っていることもありますし、鹿角市さんの状況を見ながら準じた報酬という形にさせていただいております。

なお、あと報酬とか手当の支払いにつきましては、今年度から年報酬とか出動手当につきましては個人別に、あと管理手当につきましては各班にという形で処理をさせていただいております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 12時になりますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

○議長（目時重雄君） 再質問、午後からでいいですね。

○6番（秋元英俊君） はい。

○議長（目時重雄君） 分かりました。

ちょうど昼食時間になりました。これもちまして昼食休憩に入らせていただきます。

再質問については午後からというふうなことで、再開は午後1時から行いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

6番。

○6番（秋元英俊君） 町民課長の答弁、ありがとうございます。要らぬ心配だったかもしれませんが、確認ですのでご了承願います。

次に、第2として、小坂消防団の組織の強化、拡充についての再質問でありますけれども、団員の増員の意味合いも含めて機能別団員の推奨であります。

鹿角市においても、消防職員OBが機能別団員として登録している実態があり、小坂町でも小坂町在住の消防職員OBをぜひ迎え入れるよう働きかけてはいかがかと考えますが、いかなもののでしょうか。

また、関連事項として、小坂町消防団協力事業所についてでありますけれども、小坂町消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条、「町長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合において、当該申請又は推薦に係る事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を行うものとする。」となっております。

小坂町の消防団員が就業している民間の会社は57事業所になっております。その中で協力事業所は4社とかなり少ない実態となっております。小坂町以外で就業している団員もおりますけれども、小坂町に拠点を置く事業所もそうですが、行政が働きかけることが重要ではないかと考えますので、いかがでしょうか。

ここにさきほど言った小坂町消防団協力事業所表示制度実施要綱というのがあります。その目的としては、「小坂町消防団に積極的に協力している事業所等に対する表示証の交付等に関し必要な事項を定め、もって地域の消防防災力の充実、強化等の一層の推進を図ることを目的とする」というような実施要綱です。この中に、小坂町に事業所を置くという言葉は入っておりません。したがって、小坂町の消防に協力している事業所であれば、ここであれば、鹿角市、大館市もそうかもしれません。そういうところに協力を申し込むのも一つの手かと。

実際、なぜそういうことを言ったかといいますと、鹿角市の消防団協力事業所の中にごみ収集をしているホクセイというのがあります。ホクセイは小坂町のごみ収集に関わっている業者であります。さきに述べた郵政株式会社の協力も入っていますけれども、そこは見守り隊というような協力体制を取っている中でもそうなのですが、同じく小坂町の全体を見渡すことができる事業所に関しても協力事業所を推奨してはいかがかと思ひまして、今述べた次第

であります。

そういう中で、今言ったように、このようにほかの事業所にも呼びかけることが重要ではないかと考えますので、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 最初のOBの方々についてということの話ですけれども、これにつきましては、やはり各分団のご意見を伺いながら考えてみたいと思います。

次に、協力事業所の点でございますけれども、これにつきましては、確かに現在、今4社という形になっておりますが、その認定を受けていない会社につきましても、消防団員の各活動へのご理解はいただいている事業所かなりあると思いますので、これまでと同様に、団員の活動への参加についてご配慮いただくということを含めて、いま一度もう少し活動への協力の関与の仕方につきましてもご相談してまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。行政としても大変だと思いますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしろ、消防団員が就業している事業所や消防団にご理解がいただける事業主に対して、消防団員からも推奨していただけるよう働きかけてくれればと思います。

次に、第3の再質問でありますけれども、小坂町の防災力強化としての自主防災組織であります。組織している自治会は15の防災会で、その組織率で、住基人口に対しては39.55%、自治会数に対しては36.36%となっております。秋田県の平均組織率は平成30年度で70.5%となっていることから、さらなる啓発が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、小坂町地域防災計画の中での主な活動項目を示していますが、縦の情報の伝達などは当然のごとく確立していますが、自主防災組織同士の横のつながりが示されていないと感じられます。各自主防災組織の状況の違いはあるにしても、その取り組みなどを共有する必要を感じます。その事例として、自主防災組織協議会などを立ち上げて、より強い防災力をけっしてはいかがでしょうか。どのようにお考えかお知らせください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 確かに県内においても、小坂町の自主防災組織率は下から4番目であり、現在は、5番目です。すみません、失礼しました。5番目となっております。かなり低い率となっておりますので、この点につきましては、町長答弁でも申し上げましたとおり、県からも要請ありました自主防災組織育成指導者研修会を今年度ぜひ開催してほし

いという要請もございました。これを開催しながら、未組織の自治会または現在組織していただいておりますけれども、活動がなかなか思うようにしていないという自治会もございますので、その辺を含めて研修会にぜひ参加していただいて、意識の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

あともう一つの点で、横の連携の話につきましては、昨年も自主防災組織の方からも要請がございました。やっぱり横の連携も必要だろうということで要請もございましたので、今、議員おっしゃられたとおり、そこの部分につきましても、ぜひ協議会なりのものを立ち上げて情報交換を進めていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 分かりました。ご答弁ありがとうございます。

いずれにしても防災力強化としての施策を講じていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の再質問であります。クマの出没に対しての安全対策であります。

あかしや荘付近に出没した場所は、実は私の友人の敷地内でした。友人からメールで、クマが目の前を通ったと。もちろん家の中からの目撃ですが、どうしたらいいのだと慌てふためいてメールをよこした状況でした。また、細越地区での目撃情報について知らない人が畑仕事をしていたため、自治会の方が注意をした例もあります。町として広報車両等を使用し注意を促していることと思っておりますが、密に警察及び消防とも連携して、出没した地域の巡回の頻度を多くしていくことはできないか伺います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 町民への周知につきましては、町長答弁でも申し上げましたとおり、警察などと連携しながら広報を行うとともに、町のメール配信サービス、そのほか自治会広報などを通じて注意点の徹底を図っているところでございます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

いずれにせよ、細越地区での件を例に挙げたのですが、やはり住民の方が作業をしている人に注意を呼びかけている状況で、やはり密に、メールとかはやっぱり高齢者の方に連絡が行き届かない状況を考えますと、その点での連絡網をちゃんとしたものにしてほしいというのが願いでありましたので、よろしく願いいたしたいと思っております。

これら全て小坂町の安心・安全に行政として執行をお願いするものでありますので、よろ

しくお願いいたします。

これにて私の一般質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、6番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

1番目に、アフターコロナを見据えたデジタル化推進についてであります。

新型コロナウイルス感染症が全国的に徐々に減少してきておりますが、まだ予断を許さない状況がまだまだ続いております。さらに、冬にかけてインフルエンザの心配も出てきております。コロナ禍により、人との接触を減らしながら、マスクの着用、手洗い、除菌、ソーシャルディスタンスなどの新しい生活様式が定着しつつあります。これからの時代、このような感染症を防ぐため、また防災対策としてもデジタル化が重要な鍵となってきます。

今年7月17日に閣議決定された政府の経済財政運営と改革の基本方針2020では、新たな日常の実現に向け、次世代型行政サービスの強力な推進、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、新しい働き方・暮らし方、変化を加速するための制度・慣行の見直しを挙げております。その基となる新たな日常の構築の原動力となるデジタル化への集中投資、実装とその環境整備をしていくとしており、我が町もその方針に基づいて準備をしていかなければならないと考えます。

高齢化や後継者不足、人口減少などの問題もあり、都市部とは違う環境のため、温度差があると思いますが、政府は10年かかるとする改革を一気に進めることとしており、現状は難しいことは分かっておりますが、少なからずデジタル化へ向けた準備は必要と考えます。

そこで質問です。

1点目に、小坂町の行政におけるデジタル化は現在どこまで進んでいるか。

2点目に、国ではデジタル化をコロナ禍により前倒しで進めていく方針を取りましたが、小坂町としてこれからどのように対応していくのかをお伺いいたします。

2番目に、十和田湖地区・西湖畔が秋田県小坂町である認知度についてでございます。

十和田湖地区の事業経営者は、東日本大震災をきっかけに長い間不況による打撃を受けてきました。令和になり少しずつ観光客が増え、景気が戻ってきた矢先、今度は新型コロナウイルス感染症の影響でさらなる打撃を受ける状況となってしまいました。

町が緊急に行った経営維持臨時給付金や十和田湖地区観光事業者の固定資産税の減免、また現在の県のプレミアムつき旅行券や町で行っている5,000円商品券などの影響で、経営が逼迫していた5月時点より団体客は少ないものの、個人の観光客が少しずつ戻って来ているようです。いまだ状況は厳しいようですが、何とか経営を続けていける状況になったそうです。手厚い支援を早急に行った町の対応を高く評価いたします。これからアフターコロナに向け、この不況を乗り越えていくためにさらなる支援をお願いいたします。

現在行われている和井内エリア事業では、道の駅として秋田県小坂町十和田湖西湖畔の玄関口になる予定であります。2008年に神田川を境に4割が秋田県小坂町の十和田湖と県境が決まってから12年経過しますが、実際のところ、現地の方にお話をお伺いすると、まだ青森県の十和田湖という認識が強く、観光客は十和田湖が半分近くは秋田県であるということが説明しないと分かっていただけないという状況です。

そこで質問です。

1点目に、十和田湖地区は青森県との県境にあり、秋田県小坂町の十和田湖との認識をされにくい。そのための工夫はしておりますか。

2点目に、和井内エリアが秋田県小坂町西湖畔の玄関口となる予定ですが、標識や案内板などをどのように配置し、どのように認知度を上げていくのか、以上のことについて質問をさせていただきます。

町長答弁の後、不明な点についてまた再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、3番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

はじめに、アフターコロナを見据えたデジタル化の推進についてのお尋ねでございます。

1点目の小坂町の行政におけるデジタル化は、現在どこまで進んでいるかについてであります。

小坂町では、基幹系業務システムや内部情報システムについて、県内12町村による共同化を進め、クラウド化を図っているほか、業務のペーパーレス化にも取り組んでおります。

また、電子申請・届出サービスとして、児童手当や妊娠に関する申請業務などの手続きをインターネットを利用して行えるようにしています。

職員のテレワークについては、個人情報扱う部署が多く難しい面もありますが、前向きに取り組めるよう、現在、情報収集をしているところであります。

2点目の国のデジタル化の前倒しに対して町はどのように対応していくのかについてであります。

国では、7月17日に経済財政運営と改革の基本方針2020を定め、この中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野でのデジタル化やオンライン化の遅れが浮き彫りとなったことから、新たな日常の構築の原動力となるデジタル化への集中投資や実装とその環境整備について、10年かかる改革を一気に進めるとしています。

具体的に地方公共団体に求められているのは、AI・人工知能やRPA・ロボットによる業務自動化の導入・活用、電子申請の拡大によるペーパーレス化、マイナンバーカードの普及促進などであります。

小規模自治体である小坂町においては、国が推進している全てのデジタル化は難しいものと思いますが、可能なものから取り組んでまいります。

次に、十和田湖地区・西湖畔が秋田県小坂町である認知度についてのお尋ねであります。

十和田湖については、前には「青森県の十和田湖と認識している人が多い」との指摘がありました。十和田湖の境界が確定し、交付税を活用したPR活動が功を奏したこともあり、近年は「秋田県・青森県にまたがる十和田湖」との紹介が雑誌やテレビ等で増えてきていると感じております。

こうした中、今年春には、十和田湖西湖畔誘客推進協議会によるテレビコマーシャルで、秋田県の十和田湖を大々的にPRしております。また、新型コロナウイルス対策として実施した宿泊支援事業でも、北東北3県に、秋田の十和田湖、小坂の十和田湖をPRしております。こういった活動を通して、秋田県側の十和田湖の認知度は確実に向上していると考えております。

このような動きの中にあって、現在、道の駅施設の工事が開始されております。道の駅は、十和田湖の秋田県側の玄関口にあたる生田地区に建設するもので、十和田湖活性化のための重要な拠点になる予定です。完成後は国土交通省へ道の駅登録申請を行い、正式に道の駅と

して登録された後に全国に紹介されることとなります。

併せて、国道の付け替えも行われ、道路標識や案内標識が一新されることが予想されますので、この機会に道の駅及び十和田湖の認知度向上の取り組みを検討し、県にも協力をお願いしていきたいと考えております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございました。

小坂町の行政におけるデジタル化は、ほかの町村に比べて進んでいる方ではないかと今お話を伺って思いました。この間もお伺いしたことなのですが、機種等をできるだけ同じ機種にしてコストを下げるといふ努力もされているようですので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

私が、今、デジタル化において活動した中でのお話ですが、少しさせていただきます。

公明党の秋田県本部は、今年4月以降に、中小・小規模事業者や、あと若年・青年世代への実態調査を実施し、その結果に基づいた政策提言を行ってきました。その狙いは、この未曾有の感染症拡大による混乱の中で、県民の実態に即した政策実行を進めていくためです。

また、この過程で明らかになったことは、行政と県民の間にデジタル化への認識の差が生じており、コロナ後の時代を見据えた政策を実行し進めていく上では、この認識の差を埋めていくことが欠かせないことが分かりました。県民の理解を得ながら、郷土の発展を築き上げていくことは政治の根本ともいえます。

振り返れば、秋田県は雪国ゆえに、冬期間は人、物、金の移動流通が鈍くなるなど競争原理に弱い立場に置かれておりました。しかし、時代の変化とICTの発展によって、この負の財産を攻めの武器に転換でき得る状況を迎えていると考えております。

総務省が今年4月公表した2019年10月1日時点の人口推計を見ると、秋田県の人口は前年度からの減少率が1.48%の96万6,000人であり、減少率は7年連続で全国最高の状態です。

本県の人口減少の要因は、鉱山や林業などの資源立地型産業が資源の枯渇や海外との競争激化の中で衰退したことに加え、稲作を中心とした農業の構造変化などにより生じた余剰労働力を十分に吸収できる産業が育っていないことであり、これを背景として、若年層を中心とした県外への人口流出は、それ自体が子どもを産み育てる世代の減少となっており、出生数の減少にもつながっているというふうに分析されております。

この点について、コロナ禍の影響を踏まえてですが、3つの転換を提案したいと思います。デジタル化への転換、産業構造の転換、あと生活の転換の3つの転換を最優先に取り組むことが重要と考えます。その中でやっぱり一番大事なのが、特にデジタル化への転換が重要であります。

I C Tの技術の進展に伴って、デジタルトランスフォーメーション（D X）を活用したビジネス展開へ、今、世界が躍起になっております。経済産業省は、国内企業がD Xの本格運用をしていない場合、2025年以降で1年間で最大12兆円の経済損失が生じるという2025年の崖の問題を指摘しております。そして、このコロナ禍によって、この動きは、より迅速に、かつ活発になることが予測されます。

本来、D X（デジタルトランスフォーメーション）は、地方創生の要となる可能性が十二分に潜んでおり、我が町でも速やかに対応を進めていく必要があります。先ほど答弁いただいた町長のお言葉に、できることから早急に進めていくというお言葉がありましたので、そのまま続けていただきたいと思います。

私も、独自で行ったアンケートなのですが、小坂町の事業者に向けてのアンケート調査を約40社の事業者を対象に行いました。その結果、約8割の事業者の方はデジタル化に対する必要性や認識度が薄く、浸透させるのには、先ほども言われましたとおり、時間がかかる上、ちょっと難しいことなのだろうなというふうにして思いました。また、県の方も同じような結果でありました。

今後、国の方針として進めるものを受け入れるために、まず行政のデジタル化を進め、示していかなくは、本当に困ったときに、困った方にきめ細やかな支援を行えません。町が率先してデジタル化を行い、まずはマイナンバーカードを、今、健康保険証の機能も持たせるということになっておりますので、高齢者や字が書けない方、見えない方をどのようにサポートしていくかを考えながら、普及を加速させることをお願いいたしたいと思います。

デジタル化の質問については、これで終わります。

続いて、十和田湖地区の西湖畔が秋田県小坂町である認知度についてですが、先ほど町長からもご答弁いただいたとおり、今、テレビとかいろんな雑誌とか、そういうことで認知度を広げるようなコマーシャルで今やっているということですがけれども、まだまだ認知度は薄いように感じます。せっかく今こちらの方に道の駅を今造っていることもありますので、何とかそちらの方を、これから、標識や案内板のことについてですけれども、そちらの方を、ある程度この地方の方の意見とか、あと小坂町としての意思表示も必要かと思っておりますけれど

も、その点について意思表示をできるのかどうか、それをできるかどうかをお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 道の駅ができた際には、道の駅への案内看板などが新設されると思いますので、その際に道の駅の名称などに工夫を凝らしながら、道の駅は秋田県側だというふうな、そういった名称などを考えていきたいなと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

ぜひそのようにして秋田県小坂町の十和田湖ということ意識づけていただきたいなというふうにして感じます。

関連してですが、表示のことに関連してですが、和井内エリアに限らず、今、休平の方でも声がありました。ちょうど青森県と秋田県の県境を複雑にまたいでいるところなのですが、複雑にまたいでいる上に、湖畔側は青森県の休屋に入るところがちゃんと表示できているのですが、休屋から小坂町側に出ていくところには表示がないために、ナビをつけているはずなのに不安になって観光客が丁字路の給油所に尋ねてくる方が多数いたというお話をお伺いしました。できれば、そちらにも表示等をお願いしたいと思いますが、実現可能かお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） これから、まず、今、十和田湖の整備をしておりますので、その辺も踏まえながら、町の方としても、もう一回確認をしながら、そういう整備のちょっと遅れたようなところを見ながら、全体的に十和田湖のオープンまでには何とか整備したいなという思いをしておりますので、もう一度細かいところを確認させてください。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） 分かりました。ありがとうございます。

ぜひ秋田県小坂町の十和田湖西湖畔を有名にするために、また少しでもたくさんの観光客が来ていただけるようによろしくお伺いいたします。

最後になりますが、アフターコロナを見据え、再び新型コロナウイルス感染症に限らず、ほかの感染症が発生したときでも混乱なく対応していけるように事前の準備というのが必要です。時代は刻々と様相を変え、その時代に対応できる体制を取っていかなければ私たちの生活もままならなくなっていくと思います。個の尊厳を守り、一人ひとりが生き生きと暮らせる社

会を目指すには、できることから少しずつでも前に進めていくことが重要なのではないでしょうか。ぜひ行政が先駆けとなってデジタル化の準備を進めていただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。
- 以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。
-

◎散会の宣告

- 議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。
- なお、次の本会議は9月17日午前10時から再開いたします。

散会 午後 1時36分